

# 審 査 基 準

平成28年11月10日作成

法 令 名	道路交通法施行規則
根 拠 条 項	第1条の4第2項
処 分 の 概 要	車いすの確認
原権者(委任先)	警察署長
法 令 の 定 め	
審 査 基 準	<p>警察署長の確認が行われる具体例は、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 身体の障害により下肢が曲がらないため、それを支える器具を車いすに取り付ける必要が生じ、結果として長さの基準を超えてしまった場合</li><li>• 頸椎に障害があり、頭部を支えるための枕を車いすに取り付ける必要が生じ、結果として高さの基準を超えてしまった場合</li><li>• 一方の下肢は身体の障害により動かすことはできないが、他方の下肢は動かすことができる。その下肢を退化させないために、長さの基準を超える足漕ぎ式人力併用型の車いすを使用する場合等である。</li></ul>
標 準 処 理 期 間	1 日
申 請 先	申請書は、住所地を管轄する警察署の担当窓口へ提出してください。
問 い 合 わ せ 先	申請書を提出した警察署の担当窓口又は警察本部交通部交通規制課
備 考	原則として、利用される方と車いすを実地に確認させていただきます。